

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○宮城県恩給給与細則の一部を改正する規則	(職員厚生課)	一
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(子育て支援室)	二
○県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	二
告 示		
○市町の廃置分合に伴う郡及び市の人口	(市町村課)	二
○国土調査の成果の認証(二件)	(土地対策課)	二
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(NPO活動促進室)	三
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	三
○道路の供用開始(四件)	(同)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	五
○都市計画事業の事業計画変更の認可(三件)	(下水道課)	五
○建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示	(契約課)	六
○宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示	(同)	八
○平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部改正	(同)	八
○土地改良事業の工事の完了の届出	(仙台地方振興事務所)	八
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(情報システム課)	八

○開発行為に関する工事の完了(二件)

教育委員会

(建築宅地課)

○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

○教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

○県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則

○教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則

○教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

○宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

○技能検定定員及び教習指導員資格審査の実施

正 誤

○宮城県公報第一五三六号中

○宮城県公報第一五四〇号中

規 則

宮城県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県規則第二十三号

宮城県恩給給与細則の一部を改正する規則

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県恩給給与細則(昭和三十三年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条本文 第三条から第六条まで、第七条第一項、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十五条」を削り、「これら」を「同令」に、「総務省人事恩給局」を「総務省人事・恩給局」に、「総務省人事恩給局長」を「総務省人事・恩給局長」に、「し、貯金事務センター及び支給郵便局に関する規定はないものとみなす」を「し、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年宮城県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「幼稚園教育要領及び平成十一年十月二十九日付け児童第七百九十九号厚生省児童家庭局長通知「保育所保育指針について」に定める保育所保育指針（以下「保育所保育指針」という。）の」を削り、「同条第三号中」この教育及び保育の目標」を「前号に掲げる目標」に改め、同条第六号口中「保育所保育指針」の下に「（児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立都市公園条例施行規則（昭和三十四年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。第六条中「知事」の下に「又は指定管理者」を加える。

様式第二号中「宮城県知事」を「宮城県知事（指定管理者）」とし、

宮城県知事	村 井 嘉 浩
-------	---------

を

宮城県知事	村 井 嘉 浩
-------	---------

に改める。

様式第三号中「村井嘉浩」を「村井嘉浩」に改める。

「宮城県知事」を「宮城県知事（指定管理者）」とし、

宮城県知事	村 井 嘉 浩
-------	---------

を

宮城県知事	村 井 嘉 浩
-------	---------

に改める。

様式第十三号中「村井嘉浩」を「村井嘉浩」に改める。

「宮城県知事」を「宮城県知事（指定管理者）」とし、

宮城県知事	村 井 嘉 浩
-------	---------

を

宮城県知事	村 井 嘉 浩
-------	---------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百四十二号

平成二十一年九月一日から本吉郡本吉町を廃し、その区域を気仙沼市に編入することに伴う地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による本吉郡及び気仙沼市の人口は、次のとおりである。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡 一八、六四五人

気仙沼市 七八、〇一人

○宮城県告示第二百四十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を

認証した。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
石巻市

二 調査を行った時期

平成十九年度から平成二十年度まで

三 成果の名称

石巻市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

石巻市水明北一丁目、同水明北二丁目、同水明北三丁目、同大橋一丁目の一部、同石巻字袋谷地

北、同字袋谷地六番、同字袋谷地七番、同字袋谷地八番

五 認証年月日

平成二十一年三月十八日

○宮城県告示第二百四十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の成果を

認証した。

平成二十一年三月二十四日

一 調査を行った者の名称
気仙沼市

二 調査を行った時期

平成十九年度から平成二十年度まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市西中才の一部、同大岩井山の一部

五 認証年月日

平成二十一年三月十八日

○宮城県告示第二百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ほつぷ

一 代表者の氏名 白木 福次郎

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町三丁目五・二十一

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県内に在住する知的・高次脳機能・精神障害のある人びとが一般就労に向かって様々なトレーニングを行う機会と場を提

供することを目的とし、受入企業における受入体制の整備、受け入れ

ることによるCSR、コンプライアンス、企業の新たな発展の可能性

を啓発、説得することもミッションとして取り組む。

さらに医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地

域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及

啓発を目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年三月十三日

○宮城県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙

台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 塩釜吉岡線

三 道路の区域

変更の区間

塩竈市泉沢町七三番一地从先から

同市泉沢町六五番五地先まで

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	
前	後	前	後	前	後
二〇・六	二四・〇	三三・八	三九・四	一八七・〇	一八七・〇

後

二四・〇

三九・四

一八七・〇

○宮城県告示第二百四十七号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年三月二十四日

一 道路の種類 県道
 二 路線名 石巻鹿島台大衡線
 三 道路の区域

変更の区間 東松島市大塩字五台五番一地从先から 同市大塩字餅田五番一地从先まで	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	六・九	二七・九
	後	一〇・〇	一、五二・〇
		三八・四	一、四八五・〇

○宮城県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
 二 路線名 百八号
 三 道路の区域

変更の区間 大崎市鳴子温泉字新屋敷三番九地先 から 同市鳴子温泉鬼首字柏木原二番五地	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する
	前	六・〇	八〇五七・〇	
	後	六・〇	八〇五七・〇	
		六八・〇	八〇五七・〇	

先まで
 後 B
 敷地の区分を
 いう。

○宮城県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜吉岡線	塩竈市泉沢町七三番一地从先から 同市泉沢町六五番五地从先まで	平成二十一年 三月二十四日

○宮城県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鹿島台大衡線	東松島市大塩字五台五番一地从先から 同市大塩字三ツ谷四五番四地从先まで	平成二十一年 三月二十四日

○宮城県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	四百五十七号	黒川郡大衡村大瓜字杵掛六九番四地先から同郡同村大衡字北原一四番一七地先まで	平成二十一年三月二十四日

○宮城県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜一三三番一地从先から同郡同町飯子浜字夏浜七番六地先まで	平成二十一年三月二十六日

○宮城県告示第二百五十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画公園
- 2 名称 二・二・二百三十一号 仙台駅東六号公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百五十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画都市高速鉄道
- 2 名称 四号 仙台市高速鉄道東西線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画法の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市公共下水道

三 事業施行期間

「昭和三十三年二月四日から平成二十一年三月三十一日まで」を、「昭和三十三年二月四日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

昭和三十三年建設省告示第百五十五号、昭和四十一年建設省告示第千九百九十三号、昭和四十一年建設省告示第千九百六十一号、昭和四十二年建設省告示第千三百八十七号、昭和四十四年建設省告示第千六百五十七号、昭和四十七年宮城県告示第千八百四十三号、昭和五十四年宮城県告示第千九百九十二号、昭和五十六年宮城県告示第千三百二十九号、昭和五十九年宮城県告示第七百三十七号、昭和六十年宮城県告示第百六十四号、昭和六十年宮城県告示第千四百四十三号、昭和六十一年宮城県告示第千三百五十七号、昭和六十二年宮城県告示第千三百六十五号、昭和六十三年宮城県告示第千三百三十四号、平成元年宮城県告示第三百六号、平成元年宮城県告示第三百八号、平成元年宮城県告示第三百一十一号、平成五年宮城県告示第千四百四十五号、平成五年宮城県告示第千四百七十号、平成五年宮城県告示第千四百七十一号、平成五年宮城県告示第千四百七十二号、平成七年宮城

<p>告示第九十二号、平成七年宮城県告示第七百三十六号、平成八年宮城県告示第三百八十一号、平成九年宮城県告示第五百六号、平成十年宮城県告示第九百五号、平成十年宮城県告示第九百六号、平成十一年宮城県告示第三百二十七号、平成十三年宮城県告示第三百五十七号の事業地に、仙台市青葉区みやぎ台三丁目を加える。</p> <p>2 使用の部分 変更なし</p> <p>○宮城県告示第二百五十六号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十一年三月二十四日</p> <p>一 施行者の名称 大崎市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 古川都市計画下水道事業 2 名称 大崎市公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 「昭和四十七年三月三十日から平成二十一年三月三十一日まで」を、「昭和四十七年三月三十日から平成二十五年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 変更なし 2 使用の部分 変更なし</p> <p>○宮城県告示第二百五十七号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十一年三月二十四日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 施行者の名称 大崎市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 岩出山都市計画下水道事業 2 名称 大崎市公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 「平成十年一月九日から平成二十三年三月三十一日まで」を、「平成十年一月九日から平成二十五年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 変更なし 2 使用の部分 変更なし</p> <p>○宮城県告示第二百五十八号 建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 平成二十一年三月二十四日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示 建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（昭和六十一年宮城県告示第十二百四十三号）の一部を次のように改正する。 題名中「指名競争入札」を「競争入札」に改める。 第一条中「第百四条」を「第九十五条第一項、第百四条第一項」に改め、「指名競争入札」を「一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）」に改める。 第二条中「指名競争入札」を「競争入札」に改める。 第三条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に、「建設関連業務指名競争入札参加資格業種（部門）追加承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格業種（部門）追加承認申請書」に改める。 第四条第二項中「指名競争入札」を「競争入札」に改める。</p>

<p>第五条中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認通知書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認通知書」に、「建設関連業務指名競争入札参加資格承認者名簿」を「建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿」に、「建設関連業務指名競争入札参加資格不承認書」を「建設関連業務競争入札参加資格不承認書」に改める。</p> <p>第六条第二項のE表中「5点」を「10点」に改める。</p> <p>第七条第二項中「建設関連業務指名競争入札参加承認書又は建設関連業務指名競争入札参加資格不承認書」を「建設関連業務競争入札参加承認書又は建設関連業務競争入札参加資格不承認書」に改める。</p> <p>第八条中「建設関連業務指名競争入札参加資格に係る変更届」を「建設関連業務競争入札参加資格に係る変更届」に改める。</p> <p>第九条中「建設関連業務指名競争入札参加資格喪失届」を「建設関連業務競争入札参加資格喪失届」に改める。</p> <p>第十条第二項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承継申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承継申請書」に改める。</p> <p>第十一条第三項中「建設関連業務指名競争入札参加資格再評価承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格再評価承認申請書」に改める。</p> <p>第十二条第二項中「建設関連業務指名競争入札参加資格取消通知書」を「建設関連業務競争入札参加資格取消通知書」に改め、同条第四項中「指名競争入札」を「競争入札」に改める。</p> <p>第十三条中「建設関連業務指名競争入札参加承認者名簿」を「建設関連業務競争入札参加承認者名簿」に改める。</p> <p>様式11甲中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に、「指名競争入札」を「競争入札」に改める。</p> <p>様式12甲①中「建設関連業務指名競争入札参加資格業種(部門)追加承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格業種(部門)追加承認申請書」に、「建設関連業務指名競争入札参加資格」を「建設関連業務競争入札参加資格」に改める。</p> <p>様式12甲②中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認通知書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認通知書」に、「指名競争入札」を「競争入札」に改める。</p> <p>様式12甲③中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認者名簿」を「建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿」に改める。</p> <p>様式12甲④中「建設関連業務指名競争入札参加資格不承認書」を「建設関連業務競争入札参加資格不承認書」に、「指名競争入札」を「競争入札」に改める。</p>	<p>様式第七甲中「建設関連業務指名競争入札参加資格に係る変更届」を「建設関連業務競争入札参加資格に係る変更届」に、「建設関連業務指名競争入札参加資格について」を「建設関連業務競争入札参加資格について」に改める。</p> <p>様式第八甲中「建設関連業務指名競争入札参加資格喪失届」を「建設関連業務競争入札参加資格喪失届」に、「建設関連業務指名競争入札参加資格」を「建設関連業務競争入札参加資格」に改める。</p> <p>様式第九甲中「建設関連業務指名競争入札参加資格承継申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承継申請書」に、「建設関連業務指名競争入札参加資格」を「建設関連業務競争入札参加資格」に改める。</p> <p>様式第十甲中「建設関連業務指名競争入札参加資格再評価承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格再評価承認申請書」に、「建設関連業務」を「建設関連業務」に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程」を「建設関連業務」に係る競争入札の参加資格等に関する規程」に改める。</p> <p>様式第十一甲中「建設関連業務」に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程」を「建設関連業務」に係る競争入札の参加資格等に関する規程」に改める。</p> <p>様式第十二甲中「建設関連業務指名競争入札参加資格取消通知書」を「建設関連業務競争入札参加資格取消通知書」に、「建設関連業務指名競争入札参加資格」を「建設関連業務競争入札参加資格」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この告示の施行の際現に改正前の建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程第二条の二の規定により参加資格の承認を致した者は、改正後の建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程第二条の二の規定により参加資格の承認を受けた者を含む。</p> <p>3 改正後の建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程第六条第二項の規定は、平成二十二年四月一日以後に参加資格の承認を致したものは、その承認の算入期間として適用し、同日以前に参加資格の承認を致したものは、その承認の算入期間として、なお従前の規定を適用する。</p> <p>(建設関連業務競争入札に係る入札参加者指名基準の一部改正)</p> <p>4 建設関連業務競争入札に係る入札参加者指名基準(平成十四年宮城県告示第三百七十九号)の一部</p>
--	---

を次のように改正する。

第二条中、「建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程」を「建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程」に改める。

○宮城県告示第二百五十九号

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程平成十三年宮城県告示第七百二十七号の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項の表第五条の二第一項第二号イに掲げる事項の項中

「基準日の属する年の直前の五年間の工事成績調書の総合 点の平均点が六十点以上七十点未満の場合」	零点	を
「基準日の属する年の直前の五年間の工事成績調書の総合 点の平均点が六十五点以上七十点未満の場合」	零点	
「基準日の属する年の直前の五年間の工事成績調書の総合 点の平均点が六十点以上六十五点未満の場合」	マイナス十点	に改め、同表第五

条の二第一項第二号トに掲げる事項の項中、「五点」を「十点」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百六十号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第六条の見出しを、「下請負の制限等」に改め、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 乙は、工事の一部を第47条の2第1項各号に掲げる事田のいずれかに該当すると認められる者に委任し、又は請け負わせてはならない。

様式第一号の第三十五条第七項並びに第四十六条第二項及び第三項中「3.7/ペーセント」を「3.6/ペーセント」に改める。

様式第一号の第四十七条の二第三項中「前条第2項及び第3項」を「前条第2項及び第3項の規定」に改める。

様式第一号の第五十条第三項及び第五十二条中「3.7/ペーセント」を「3.6/ペーセント」に改める。

○宮城県告示第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成二十一年三月二十四日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 齋 藤 俊 夫

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事を完了年月日
大和町	砂金沢	元気な地域づくり整備交付金 （農業生産の基盤の整備）	平成二十一年二月十二日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県電子県庁共通基盤システムに係るアプリケーション保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年三月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 e-citynet 共通基盤システムサポート企業連合 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 落札金額 四千八百三十万円（消費税及び地方消費税の額を含む）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年一月三十日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年三月二十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
白石市東大畑九十七番、九十八番及び九十九番の各一部、九十六番一、百十五番一、百十五番四、百十六番一、百十六番二及び百七十五番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

株式会社コメリ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年三月二十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
多賀城市東田中一丁目三番一、四番一、五番一、六番一及び三番一地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市東田中一丁目七番二十号

伊藤 藤吉

教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第四号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 副校長

第八条中第二十二号を第二十三号とし、第十号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 職員及び県費負担教職員（教職員課の分掌に係るものを除く。）の研修に関すること。
第十条第七号中「県費負担教職員」の下に「（教育職員及び栄養職員に限る。）」を加える。
第二十条第三項第四号中「及び宮城県蔵王自然の家」を削る。
第二十六条の表中

「宮城県立盲学校」を「宮城県立視覚支援学校」に、「宮城県立ろう学校」を

「宮城県立聴覚支援学校」に、「宮城県立光明養護学校」を

「宮城県立光明支援学校」に、「宮城県立拓桃養護学校」を

「宮城県立拓桃支援学校」に、「宮城県立西多賀養護学校」を

「宮城県立西多賀支援学校」に、「宮城県立石巻養護学校」を

「宮城県立石巻支援学校」に、「宮城県立気仙沼養護学校」を

「宮城県立気仙沼支援学校」に、「宮城県立名取養護学校」を

「宮城県立名取支援学校」に、「宮城県立角田養護学校」を

「宮城県立角田支援学校」に、「宮城県立迫養護学校」を「宮城県立迫支援学校」に、

宮城県立金成養護学校 を 宮城県立金成支援学校 に、

宮城県立古川養護学校 を 宮城県立古川支援学校 に、

宮城県立船岡養護学校 を 宮城県立船岡支援学校 に、

宮城県立山元養護学校 を 宮城県立山元支援学校 に、

宮城県立利府養護学校 を 宮城県立利府支援学校 に、

宮城県立養護学校岩沼高等学園 を 宮城県立支援学校岩沼高等学園 に、

宮城県立養護学校小牛田高等学園 を 宮城県立支援学校小牛田高等学園 に改める。

宮城県立ろう学校 小牛田校 を 宮城県立聴覚支援学校 小牛田校 に、

宮城県立角田養護学校 白石校 を 宮城県立角田支援学校 白石校 に改め

る。

第二十八条第二項中「必要に応じて」の下に「、主幹教諭」を加える。

第二十八条の第二項中「置き、教頭をもつて充てる」を「置くことができる」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 前条の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を置かないことができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第五号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十九号を次のように改める。

十九 訴訟に関すること。

第二条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同号を第八号とする。

第三条第一項中第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 前条第一項第十九号に掲げる事務のうち、訴えの提起及びその取下げ並びに和解を行うこと以外の事務に関すること。

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 教育庁の職員、学校等の教職員及び県費負担教職員の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項に規定する休職に関すること。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第六号

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号及び様式第四号中、「様」を「準」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第七号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員免許法（昭和二十四年法律百四十七号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき、宮城県教育委員会の所管に係る教育職員の免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習（法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の課程を修了したることについての確認（以下「更新講習修了確認」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（免許状更新講習を受講できる者）

第二条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、宮城県内の公立学校の教育職員（法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）として任命された者のうち、宮城県内の教育委員会の職員となっているものであつて、次の各号に掲げる者とする。

- 一 教育長又は教育次長の職にある者
- 二 教育委員会の事務局に置かれる部課（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者
- 三 教育機関（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者
- 四 管理主事、指導主事又は社会教育主事の職にある者
- 五 前各号に掲げる者のほか、準じて取り扱う必要がある者として宮城県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める者

2 更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 宮城県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き

国、宮城県、宮城県内の市町村、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八号第一項に規定する公立大学法人をいう。）又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員となっているものであつて、第一項各号に掲げる者に準じて取り扱う必要がある者として県教育長が別に定める者

- 二 教育職員として任命又は雇用されたことのある者のうち、宮城県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事である者
- 三 前二号に掲げる者のほか、準じて取り扱う必要がある者として県教育長が別に定める者（更新講習修了確認を受ける義務を課す者）

第三条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正省令」という。）附則第三条第二号の免許管理者が定める者は、前条第一項に規定する者とする。

- 2 改正省令附則第三条第三号の免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 宮城県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き宮城県、宮城県内の市町村又は国立大学法人の職員となっているものであつて、前項に規定する者に準じて取り扱う必要がある者として県教育長が別に定める者

- 二 前条第二項第二号及び同第三号に掲げる者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、準じて取り扱う必要がある者として県教育長が別に定める者（免許状更新講習を受ける必要がない者）
- 第四条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「施行規則」という。）第六十一条の四第二号及び改正省令附則第十号第一項第二号の免許管理者が定める者は、前条第一項に規定する者とする。

- 2 施行規則第六十一条の四第四号の免許管理者が定める者は、第二条第二項に掲げる者とする。
- 3 改正省令附則第十号第一項第四号の免許管理者が定める者は、前条第二項に掲げる者とする。（優秀教員表彰）

第五条 施行規則第六十一条の四第五号及び改正省令附則第十号第一項第五号の免許管理者が指定する表彰は、次の各号に掲げるものであつて、免許状の有効期間の満了の日又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項各号に規定する修了確認期限までの十年間に行われたものとする。

- 一 文部科学大臣による表彰
- 二 公立学校等職員表彰（平成十五年十月七日付け教第三百三十四号教育長通知）

三 宮城県教育功績者表彰規則（昭和五十六年宮城県教育委員会規則第十七号）第三条第一号に規定する表彰

四 仙台市教育委員会表彰規則（昭和四十八年仙台市教育委員会規則第十二号）第四条に規定する表彰

（有効期間の更新の申請）

第六条 法第九条の第二項に規定する申請書は、有効期間更新申請書（第一号様式）とする。

2 法第九条の第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 免許状の写し又は免許状授与証明書、前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書（施行規則第六十一条の十に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書をいう。以下同じ。）又は有効期間延長証明書（施行規則第六十一条の十に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長に関する証明書をいう。以下同じ。）
- 二 法第七条第四項に規定する免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書

三 戸籍抄本

3 第一項の規定にかかわらず、施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者が申請する場合における法第九条の第二項の申請書は、免許状更新講習免除による有効期間更新申請書（第一号様式）とする。

4 前項の申請の場合における法第九条の第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 免許状の写し又は免許状授与証明書、前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書
- 二 戸籍抄本
- 三 前条に規定する表彰を受けた者については、その表彰を証する書類

（有効期間の延長の申請）

第七条 施行規則第六十一条の九第二項に規定する申請書は、有効期間延長申請書（第三号様式）とする。

2 施行規則第六十一条の九第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 免許状の写し又は免許状授与証明書、前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書
- 二 戸籍抄本
- 三 施行規則第六十一条の五各号に掲げる事由に該当することを証する書類

（旧免許状所持現職教員の申請）

第八条 改正省令附則第九条第二項に規定する申請書は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 改正省令附則第九条第一項第一号の規定による申請 更新講習修了確認申請書（第四号様式）
- 二 改正省令附則第九条第一項第二号の規定による申請 改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書（第五号様式）
- 三 改正省令附則第九条第一項第三号の規定による申請 修了確認期限延期申請書（第六号様式）
- 四 改正省令附則第九条第一項第四号の規定による申請 免許状更新講習免除認定申請書（第七号様式）

2 改正省令附則第九条第一項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 免許状の写し又は免許状授与証明書、改正省令附則第十五条に規定する更新講習修了確認に関する証明書、改正省令附則第十五条に規定する改正法附則第二条第三項第三号の確認に関する証明書、改正省令附則第十五条に規定する改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期に関する証明書又は改正省令附則第十五条に規定する改正法附則第二条第五項括弧書きに規定する認定に関する証明書
- 二 戸籍抄本
- 三 法第七条第四項に規定する免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書（前項第一号又は第二号の申請の場合に限る。）
- 四 改正省令附則第七条第一項各号に掲げる事由に該当することを証する書類（前項第三号の申請の場合に限る。）
- 五 第五条に規定する表彰を受けた者については、その表彰を証する書類（前項第四号の申請の場合に限る。）

（証明）

第九条 第六条第三項及び第七条第一項に規定する申請書には、その申請をする者の勤務する又は勤務する予定の所轄庁又は所属長の当該申請に係る事由に該当することの証明を受けなければならない。

2 第八条第一項第三号及び第四号に掲げる申請書には、その申請をする者の勤務する所轄庁又は所属長の当該申請に係る事由に該当することの証明を受けなければならない。

（手数料）

第十条 第六条から第八条に規定する申請をする者は、その申請書に宮城県手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）に定める金額に相当する宮城県の収入証紙を貼付しなければならない。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、県教育長が別に定める。

第1号様式(第6条関係)

有効期間更新申請書

収 入
証 紙

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 住 居 籍 地 所
(氏生連) (氏生連) 名日先
ふ り が な
年 年 年
月 月 月
勤務(予定)校・機関名

印

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第1項の規定により、下記のとおり免許状の有効期間の更新を申請します。

1 更新を申請する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許の氏名記載	免許の本人籍地記載

2 修了し又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての観察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 年 月 月 日 日	教・養・栄 教・養・栄

備考

- 1 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。
- 3 「対象免許種」欄は、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものをすべてを○印で囲むこと。)

第2号様式(第6条関係)

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

収入
証紙

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

住所) 名 姓
が な
ふ り が
氏 生 連 勤 務 (予 定) 校 ・ 機 関 名
印

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第1項の規定により, 下記のとおり免許状更新講習の受講の免除による有効期間の更新を申請します。

1 更新を申請する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 免許状更新講習の受講の免除事由

備考 1 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は, 記入できない場合は空欄とすること。
2 記入欄が不足する場合は, 枠を追加して記入し, 又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】

上記の者は, 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の4に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

印

備考 上記2の免除事由に該当することの証明のために記入すること。

第3号様式(第7条関係)

有効期間延長申請書

収入
証紙

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

住所) 名 姓
が な
ふ り が
氏 生 連 勤 務 (予 定) 校 ・ 機 関 名
印

教育職員免許法(昭和24年法律第247号)第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の9の規定により, 下記のとおり, 免許状の有効期間の延長を申請します。

1 延長を申請する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 2 延長前の有効期間: 年 月 日
- 3 延長を申請する有効期間: 年 月 日
- 4 延長事由: (年 月 日 ~ 年 月 日)

備考 1 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は, 記入できない場合は空欄とすること。
2 記入欄が不足する場合は, 枠を追加して記入し, 又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】

上記の者は, 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

印

備考 上記4の延長事由に該当することの証明のために記入すること。

第 4 号様式（第 8 条関係）

更新講習修了確認申請書

収 入
証 紙

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 住 籍 地 所
（ 氏 生 運 動 職 ） 名 目 先 関 名
ふ り が な
年 月
務 校 ・ 機

印

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、下記のとおり、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記 載の氏名	免許の 本籍地

2 修了し又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 年 月 月 日 日	教・養・養・宋 教・教・養・宋

備考 1 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入して添付すること。
2 「対象免許種」欄は、「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」又は特別支援学校の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「宋」を○印で囲むこと（複数ある場合は該当するものをすべてを○印で囲むこと。）

第 5 号様式（第 8 条関係）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書

収 入
証 紙

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 住 籍 地 所
（ 氏 生 運 動 職 ） 名 目 先 関 名
ふ り が な
年 月
務 校 ・ 機

印

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、下記のとおり教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記 載の氏名	免許の 本籍地

2 修了し又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 年 月 月 日 日

備考 1 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入して添付すること。

第6号様式(第8条関係)

修了確認期限延期申請書

収入
証紙

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

住所(氏名連動勤務校・機関名)
ふりがな
氏生連動
勤務校・機
関名

印

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記のとおり、修了確認期限の延期を申請します。
記

1 有する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記 載の氏名	免許状に記 載の本籍地

2 延期前の修了確認期限:

年 月 日

3 延期を申請する修了確認期限:

年 月 日

4 延期事由: (年 月 日 ~ 年 月 日)

備考 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条第1項に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

印

備考 上記4の延期事由に該当することの証明のために記入すること。

第7号様式(第8条関係)

免許状更新講習免除申請書

収入
証紙

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

住所(氏名連動勤務校・機関名)
ふりがな
氏生連動
勤務校・機
関名

印

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5項括弧裏及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記のとおり、免許状更新講習の受講の免除を申請します。
記

1 有する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記 載の氏名	免許状に記 載の本籍地

2 免許状更新講習の受講の免除事由

備考 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

印

備考 上記2の免除事由に該当することの証明のために記入すること。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第八号

教育職員の免許状に関する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「大学」を「学校」に改める。

第五条中「第二項若しくは第五項」を「第三項若しくは第六項」に改める。

第十条中「第十二条」を「第十四条」に改める。

第十一条中「第八項」を「第十項」に改める。

第十二条中「第二十九項」を「第三十四項」に改める。

第十五条中「免許法別表第一若しくは別表第二」を「免許法別表第一、別表第二及び別表第二の一」に、「第六十四条第一項」を「第六十五条の二」に、同条第八号中「単位修得証明書」を「単位修得証明書及び免許状更新講習（修了）（履修）証明書」に、同条第九号中「実務成績証明書」を「実務に関する証明書」に、「第十条の表備考第三号」を「第十条の表備考第二号」に改める。

第十五条の二中「前条第一号から第四号までに掲げる書類」を「前条第一号から第四号まで及び第八号に掲げる書類」に改める。

第十六条第六号中「身体検査書」を「身体に関する証明書」に、同条第九号中「実務成績証明書」を「実務に関する証明書」に、同条第十号中「人物証明書」を「人物に関する証明書」に改める。

第十七条第八号中「身体検査書」を「身体に関する証明書」に、同条第十号中「実務成績証明書」を「実務に関する証明書」に、同条第十一号「人物証明書」を「人物に関する証明書」に改める。

第十七条の二第六号中「身体検査書」を「身体に関する証明書」に、同条第八号中「人物証明書」を「人物に関する証明書」に改める。

第十八条第六号中「身体検査書」を「身体に関する証明書」に、「実務成績証明書」を「実務に関する証明書」に、「人物証明書」を「人物に関する証明書」に改める。

第二十二条第三号中「身体検査書」を「身体に関する証明書」に改める。

様式第七号（表）、様式第十号及び様式第十一号を次のように改める。

様式第7号(表)

実務に関する証明書			
職名	氏名	生年月日	生年月日
出許免状	(種類)	(教科)	
基礎資格	(取得年月日)	勤務在職(免許状)	(卒業学校等)

実務の記録

期	間	(A) - (B)	勤務校	職名	担任教科	所属部・担任領域	中・高の場合		幼・少の場合		勤務状況	
							担任	担任時間	担任	担任時間	休職等	病休
(A)年月日から年月日まで	(B)左記期間中の 休職等期間											
小計												
最近五か年の実務												

備考 基礎資格取得以降の実務欄

最近五か年の実務欄

イ 担任教科には、中学校、高等学校、特別支援学校の
 科を記入する。所属部・高等部及び中等教育学校の場合には幼、
 小、中、高の別及び担任した特別支援教育領域を、中
 等教育学校の場合は前期課程又は後期課程の別を記
 入する。
 イ () 内には、特別支援学校の場合は幼、小、中、
 高の別を、中等教育学校の場合は前期課程又は後期課
 程の別に応じて前又は後を記入する。

様式第10号

身体に関する証明書

籍住所氏名

生年月日

身長 cm 体重 kg

聴力
 右 左
 視力
 右 左
 矯正視力
 右 左

疾病異常

その他特記すべき事項

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

住所

医師

氏名

印

様式第11号

人物に関する証明書

勤務校	職名	氏名	年月日生
観察事項 (該当欄に○を付)			
1	2	3	4
責任感 やまもすねば 責任を回避し がちである	責任ははたす が不十分であ る	責任をはたす る	責任を十分に はたす
協調性 協力して仕事 をしない	協力して仕事 をするが範囲 がせまい	協力して仕事 をする	多くの人と協 力して仕事を する
計画性 計画性が少な く着眼性もあ まりよくない	着眼性はよいが 計画性がやや 少ない	計画性があ る	計画性があり 着眼も良好で ある
信頼度 誠実にややは やうなところ が欠けるところ が多い信頼が つらい	一応信頼され るがいくらか 誠実さに欠け る	誠実で信頼さ れる	誠実で人々か らの信頼があ つ
判断力 やまもすねば 判断に正確を 欠ける	おおむね中 正な判断をする が正確とはい えない	中々な判断を する	中正で正確な 判断をする
言動 言動に慎重を 欠ける	言動に慎重で 明快であるが ややややくど いところがある	言語、動作と も普通である	言語は明快で 動作に節度が ある
この人の特性・能 力・態度等事項 を記述する			
所見	上記のとおり証明します。		
所見	年 月 日	所 属 長	印
上記のとおり証明します。			
年 月 日	所 轄 庁	印	

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布す。

平成二十一年三月十四日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 康 一

○宮城県教育委員会規則第九号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和二十六年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表（その一）教育職給料表（一）の項を削り、同表中

を

職表 育料（三） 教給	職表 育料（二） 教給
-------------------	-------------------

を

職表 育料（一） 教給	職表 育料（二） 教給
-------------------	-------------------

2級の49号 俸以上	3級の5号俸 から20号俸 まで 2級の61号 俸以上
2級の37号 俸から48号 俸まで	3級の4号俸 以下 2級の45号 俸から60号 俸まで

を

特2級の21 号俸以上 2級の49号 俸以上	3級の5号俸 から20号俸 まで 特2級の21 号俸以上 2級の61号 俸以上
特2級の20 号俸以下 2級の37号 俸から48号 俸まで	3級の4号俸 以下 特2級の20 号俸以下 2級の45号 俸から60号 俸まで

に改める。

別表（その二）教育職給料表（二）の項を削り、同表中

を

職表 育料（三） 教給	職表 育料（二） 教給
-------------------	-------------------

に

2 級	2 級
-----	-----

特 2 級	特 2 級
2 級	2 級

を
に改める。

職 表
育 料 ()
教 給

職 表
育 料 ()
教 給

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

教 育 長 小 林 伸 一

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の表第二号5中「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第一項

第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に關する告示平成二十年文部科学省告示第五十一号。

以下「告示第五十一号」という。）第一号に規定する」を「教育職員免許法（昭和二十四年法律第百

四十七号）第九条の三第一項に規定する免許状更新」に改める。

別表第一第四号の表第五号1中「（昭和二十四年法律第百四十七号）を削り、「第五条」の下に、「

第十六条の二から第十六条の四まで、第十七条及び第十八条」を加える。

別表第一第四号の表第五号2を4とし、1の次に次のように加える。

2 教育職員免許法第九条の二に基づく免許状の有効期間の更新及び延長に關する事務 課 長

3 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九

十八号）附則第一条に基づく更新講習修了確認及び修了確認期限の延期等に關する事

務 別表第二第一号の表第一号9中「告示第五十一号第一号に規定する」を「教育職員免許法第九条の

三第一項に規定する免許状更新」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

教 育 長 小 林 伸 一

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

「宮城県立盲学校

宮城県立ろう学校

宮城県立光明養護学校

宮城県立拓桃養護学校

宮城県立西多賀養護学校

宮城県立石巻養護学校

宮城県立気仙沼養護学校

宮城県立名取養護学校

宮城県立角田養護学校

別表中

宮城県立迫養護学校

宮城県立金成養護学校

宮城県立古川養護学校

宮城県立船岡養護学校

宮城県立山元養護学校

宮城県立利府養護学校

宮城県立養護学校岩沼高等学園

宮城県立養護学校小牛田高等学園

宮城県立視覚支援学校

宮城県立聴覚支援学校

宮城県立光明支援学校

宮城県立拓桃支援学校

宮城県立西多賀支援学校

宮城県立石巻支援学校

宮城県立気仙沼支援学校

宮視支

宮聴支

光支

拓支

西支

石支

気支

養小

養小

- 宮城県立名取支援学校 名 支
- 宮城県立角田支援学校 角 支
- 宮城県立迫支援学校 迫 支
- 宮城県立金成支援学校 金 支
- 宮城県立古川支援学校 古 支
- 宮城県立船岡支援学校 船 支
- 宮城県立山元支援学校 山 支
- 宮城県立利府支援学校 利 支
- 宮城県立支援学校岩沼高等学校 支 支
- 宮城県立支援学校小牛田高等学校 支 支

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成二十年宮城県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改め、「以下「保健法」といふ。」を削る。

第十七条中「宮城県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第十九条第一項第四号中「指名する者」を「指名する者」に改め、同項第六号中「認める者」を「認める者」に改め、同条第二項本文中「五人とし」を削り、同項第一号中「健康管理医」の「に」を「（委任されている所屬所に限る。）」を加え、同項第四号中「指名する者」を「指名する者」に改める。

第三十一条第一項第六号中「成人病」を「生活習慣病」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十六条第二項中「一月以内に別に医師の診断を受け、当該診断書」を「速やかに医療機関等が行う健康診断を受け、診断書又はその結果を証明する書面」に改める。

第三十八条第一項中「その結果を別表の健康管理指導区分により判定するもの」として、必要な事項を

付して」を「別表一の判定区分により判定した結果を健康診断を受けた職員及び所屬長に対し通知するとともに」に改め、同条第二項中「受けたときは、所屬長及び健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知するとともに」を「受けたときに必要と認める場合は、所屬長及び健康診断を受けた職員に対し」に改める。
第四十条中「必要に応じて健康管理医と協議の上」を「別表二の健康管理指導区分により」に、「講ずるものとする」を「講じなければならない」に改める。
別表を別表二とし、附則の次に次の一表を加える。
別表一 判定区分

判定区分	異常を認めず	異常が認められないものをいう
要観察	定期的	定期的
要再検査	早期に再検査が必要なもの	早期に再検査が必要なもの
要医療	医師による医療行為が必要なもの	医師による医療行為が必要なもの

この訓令が、平成二十一年四月一日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第4号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月24日

宮城県公安委員会委員長 藤崎 三郎助

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

（宮城県道路交通規則の一部改正）

第1条 宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
目次中「第41条」を「第41条の2」に改める。

第11条第一項中「別表」を「別表第2」に改める。

第14条中「法第71条第1項第6号」を「法第71条第6号」に改める。

第37条の次に次の1条を加える。

（運転免許取得者教育機関の認定申請等の手続）

第37条の2 法第108条の32の2第1項の認定を受けようとする者が運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第5条第1項に規定する事項を記載した申請書及び同条第2項に規定する添付書類の提出並びに認定規則第7条第1項の規定による届出を公安委員会に行う場合は、運転免許課長を経由して行わなければならない。

第9章中第41条の次に次の1条を加える。

（認知機能検査に従事する者）

第41条の2 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対して行う介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査（以下「認知機能検査」という。）に従事する者は、年齢が25歳以上で、公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を修了した者とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

番号	路線名	区	間
1	東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市釜成方馬合手柄地内岩手県境まで	
2	東北横断自動車道酒田線	柴田郡川崎町大字足立字中ノ久保地内から栗原市釜成有壁下大沢地内山形県境まで	
3	一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市釜成有壁下大沢地内岩手県境まで	
4	一般国道4号	仙台市若林区土樋104番6先から仙台市青葉区本町三丁目9番2号先まで	
5	一般国道4号	仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市青葉区土樋一丁目114番2先まで	
6	一般国道4号	名取市植松字八生341番1先から仙台市太白区八本松一丁目27番17先まで	
7	一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から栗原市築館源光101番7先まで	
8	一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から岩沼市藤波二丁目7番1先まで	
9	一般国道6号（仙台東部道路）	亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁19番先から仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで	
10	一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2号先から気仙沼市字松川149番先まで	

11	一般国道45号（三陸縦貫自動車道）	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで
12	一般国道45号（三陸縦貫自動車道）	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先から登米市中田町浅水字新十三号38番1先まで
13	一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1先から大崎市鴨子温泉字西原33番4先山形県境まで
14	一般国道47号（仙台北部道路）	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から宮城郡利府町沢之字噴沢35番85先まで
15	一般国道108号	亶理郡涌谷町字下道78番1先（南向側）から大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
16	一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から仙台市太白区山田字清太原地内先まで
17	一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方川端無番地先から名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
18	一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田栗地内先から仙台市太白区坪沼字赤石山2番40番1先まで
19	一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原山15番1先から栗原市釜成有壁下大沢地内岩手県境まで
20	主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
21	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から宮城郡利府町利府字新揺橋116番1先まで
22	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町沢之字噴沢4番5先から黒川郡大和町落合舞野字沙戸栗95番3先まで
23	主要地方道仙台松島線	宮城郡利府町神谷字館ノ内2番2先から宮城郡松島町根廻字桐田15番1先まで
24	主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
25	主要地方道塩釜亶理線	多賀城市町前三丁目5番1先から多賀城市町前一丁目186番地先まで
26	主要地方道塩釜亶理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
27	主要地方道塩釜亶理線	名取市閑上一丁目無番地先から名取市下野郷字新田1番2先まで
28	主要地方道塩釜亶理線	亶理郡亶理町荒浜字篠子橋6番1先から亶理郡亶理町字日籠61番21先まで
29	主要地方道塩釜港線	塩竈市港町一丁目75番地先から塩竈市港町二丁目127番地先まで
30	主要地方道仙台北空港線	名取市下増田字小沼55番1先から名取市植松字新橋105番1先まで

31	主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西側23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
32	主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塩蔵市港町一丁目75番地先まで
33	主要地方道仙台南1ソウター線	仙台市若林区今泉字二本西25番1先から 仙台市太白区茂庭字人來田中57番先まで
34	主要地方道仙台南1ソウター線	仙台市太白区富田字八幡西147番先から 仙台市太白区山田字清太郎12番先まで
35	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩蔵市芦畔町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
36	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市宋四丁目13番3先まで
37	一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目27番8先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
38	一般県道巨理イソター線	巨理郡巨理町窪隈中泉字大原236番地先から 巨理郡巨理町窪隈牛袋字北新丁20番2先まで
39	一般県道岩沼海浜線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市未広二丁目340番4先まで
40	一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町宮谷台四丁目41番6先から 宮城郡利府町神谷沢字化粧坂66番1先まで
41	市道土樋藤塚線(その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
42	市道原町広岡線(その2)	仙台市太白区長町三丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
43	市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
44	市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
45	市道元寺小路福室線(その2)	仙台市宮城野区若竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
46	市道元寺小路福室線(その4)	仙台市宮城野区鹿町三丁目5番1先から 仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
47	市道纏ヶ谷仙台港線(その3)	仙台市宮城野区福室字泉道前113番先から 仙台市宮城野区中野字台橋116番1先まで
48	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
49	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
50	市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁の目東町5番先(南東角)まで

51	市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字藤曾根71番1先まで
52	市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15先から 岩沼市吹上二丁目15番1先まで
53	市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
54	市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原122番先まで
55	市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同159番1先から 岩沼市押分字新大同422番1先まで
56	市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
57	臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
58	臨港道路中央3頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
59	臨港道路5頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から 仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
60	臨港道路5頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)まで
61	臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地2先まで

(宮城県道路交通規則の一部改正)

第2条 宮城県道路交通規則の一部を次のように改正する。

第34条第1項第1号中「70歳以上の者」の次に「(更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者)については、法第101条の4第2項の規定に基づき認知機能検査を受け、認知機能が低下しているおそれがないと認められたものに限る。以下第3号において同じ。」を加え、同項第2号中「特定任意高齢者講習(簡易)」を「もの(以下「簡易講習」という。)」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 前2号に掲げる講習以外のもので、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者が、次に掲げる区分に応じ、更新申請日前6月以内に任意に受講できるもの(以下「シニア運転者講習」という。)

- ア 更新期間が満了する日における年齢が75歳未満の者
- イ 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者

第34条第2項の表中「及び特定任意高齢者講習(簡易及び通常)」を、「簡易講習及びシニア運転者講習」に、「特定任意高齢者講習(簡易)」を「簡易講習」に、「特定任意高齢者講習(通常)」

「シニア運転者講習」に改める。
第41条の2を次のように改める。

(認知機能検査に従事する者)

第41条の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査に従事する者は、年齢が25歳以上で、公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を修了した者とする。

附 則

この規則中第1条の規定は平成21年4月1日から、第2条の規定は平成21年6月1日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第53号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ並びに第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成21年3月24日

宮城県公安委員会委員長 藤崎 三郎助

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成21年5月7日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに普通自動車第二種免許及び大型、中型自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成20年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成21年7月31日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成21年3月24日(火)から平成21年4月24日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで

で(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成21年3月24日(火)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601(内線221、222)

目 次

○風営部公認路線	田川大町(片道十ヶ所) 田川十ヶ所(片道十ヶ所)	片道	片道
ピーン	盛	行	片道
三三	上	行	片道
○風営部公認路線	田園〇町(片道十ヶ所) 田園十ヶ所(片道十ヶ所)	片道	片道
ピーン	盛	行	片道
ヤ	上	行	片道